



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成28年12月26日月曜日 第2836号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局).....	1
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	2
初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	5
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	7
教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	8
住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	9
平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則.....	( " ).....	9
愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	11

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1177

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 6 条 省略</b> ( 扶養手当 )</p> <p><b>第 6 条の 2</b> 条例第 8 条第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの（管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 68）別表第 1 の区分が 1 種に該当する職を占める職員に限る。）</u></p> <p><b>第 7 条 省略</b> <b>附 則</b> ( 施行期日 )</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> (平成28年改正条例附則第 4 項から第 6 項までの規定が適用される間の読替え)</p> <p><u>2 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、第 7 条中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第51号）附則第 4 項から第 6 項までの規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項」とする。</u> (行政職 8 級以上職員に相当する職員)</p> <p><u>3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第51号）附則第 6 項の規定により読み替えられた条例第</u></p>	<p><b>第 6 条 省略</b></p> <p>( 扶養手当 )</p> <p><b>第 7 条 省略</b> <b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

8条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (2) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(管理職手当に関する規則別表第1の区分が1種に該当する職を占める職員に限る。)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1178

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p><b>別表第33 (第22条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">昇格時号給対応表</p> <p>1 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="8">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> <th>8 級</th> <th>9 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 ~ 81</td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>82</td><td><u>37</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>83</td><td><u>38</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>84</td><td><u>38</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>85</td><td><u>39</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>86</td><td><u>39</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>87</td><td><u>40</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>88</td><td><u>40</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>89</td><td><u>41</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>90</td><td><u>41</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>91</td><td><u>42</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>92</td><td><u>42</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>93</td><td><u>43</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>94 ~ 125</td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 研究職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 ~ 69</td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td><u>33</u></td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 ~ 81	省略								82	<u>37</u>	省略							83	<u>38</u>	省略							84	<u>38</u>	省略							85	<u>39</u>	省略							86	<u>39</u>	省略							87	<u>40</u>	省略							88	<u>40</u>	省略							89	<u>41</u>	省略							90	<u>41</u>	省略							91	<u>42</u>	省略							92	<u>42</u>	省略							93	<u>43</u>	省略							94 ~ 125	省略								昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				2 級	3 級	4 級	5 級	1 ~ 69	省略				70	<u>33</u>	省略			<p><b>別表第33 (第22条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">昇格時号給対応表</p> <p>1 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="8">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> <th>8 級</th> <th>9 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 ~ 81</td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>82</td><td><u>38</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>83</td><td><u>39</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>84</td><td><u>40</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>85</td><td><u>41</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>86</td><td><u>41</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>87</td><td><u>42</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>88</td><td><u>42</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>89</td><td><u>43</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>90</td><td><u>43</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>91</td><td><u>44</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>92</td><td><u>44</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>93</td><td><u>45</u></td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>94 ~ 125</td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 研究職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 ~ 69</td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td><u>34</u></td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 ~ 81	省略								82	<u>38</u>	省略							83	<u>39</u>	省略							84	<u>40</u>	省略							85	<u>41</u>	省略							86	<u>41</u>	省略							87	<u>42</u>	省略							88	<u>42</u>	省略							89	<u>43</u>	省略							90	<u>43</u>	省略							91	<u>44</u>	省略							92	<u>44</u>	省略							93	<u>45</u>	省略							94 ~ 125	省略								昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				2 級	3 級	4 級	5 級	1 ~ 69	省略				70	<u>34</u>	省略		
昇格した日の前日に受けていた号給		昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1 ~ 81	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
82	<u>37</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
83	<u>38</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
84	<u>38</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
85	<u>39</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
86	<u>39</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
87	<u>40</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
88	<u>40</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
89	<u>41</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
90	<u>41</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
91	<u>42</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
92	<u>42</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
93	<u>43</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
94 ~ 125	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2 級	3 級	4 級	5 級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1 ~ 69	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
70	<u>33</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1 ~ 81	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
82	<u>38</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
83	<u>39</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
84	<u>40</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
85	<u>41</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
86	<u>41</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
87	<u>42</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
88	<u>42</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
89	<u>43</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
90	<u>43</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
91	<u>44</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
92	<u>44</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
93	<u>45</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
94 ~ 125	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	2 級	3 級	4 級	5 級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1 ~ 69	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
70	<u>34</u>	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

71	<u>34</u>	省略		
72	<u>34</u>	省略		
73	<u>35</u>	省略		
74	<u>35</u>	省略		
75	<u>36</u>	省略		
76	<u>36</u>	省略		
77	<u>37</u>	省略		
78	<u>38</u>	省略		
79	<u>39</u>	省略		
80～95	省略			
96	52	<u>37</u>		
97・98	省略			
99	55	<u>38</u>		
100	56	<u>38</u>		
101	省略			
102	57	<u>39</u>		
103	<u>57</u>	<u>39</u>		
104	58	<u>39</u>		
105	<u>58</u>	<u>39</u>		
106	<u>58</u>	省略		
107	<u>59</u>	<u>40</u>		
108	<u>59</u>	<u>40</u>		
109	<u>59</u>	<u>40</u>		
110	<u>60</u>	<u>40</u>		
111	<u>60</u>	省略		
112	<u>60</u>	<u>41</u>		
113	<u>61</u>	<u>41</u>		
114	<u>61</u>	<u>41</u>		
115	<u>61</u>	<u>41</u>		
116	省略			
117	<u>62</u>	<u>42</u>		
118	<u>62</u>	<u>42</u>		
119	63	<u>42</u>		
120	63	<u>42</u>		
121	<u>63</u>	省略		

4・5 省略

6 医療職給料表(㊦)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～108	省略					
109	<u>81</u>	省略				
110～112	省略					
113	<u>82</u>	省略				

71	<u>35</u>	省略		
72	<u>36</u>	省略		
73	<u>37</u>	省略		
74	<u>37</u>	省略		
75	<u>38</u>	省略		
76	<u>38</u>	省略		
77	<u>39</u>	省略		
78	<u>39</u>	省略		
79	<u>40</u>	省略		
80～95	省略			
96	52	<u>38</u>		
97・98	省略			
99	55	<u>39</u>		
100	56	<u>39</u>		
101	省略			
102	57	<u>40</u>		
103	<u>58</u>	<u>40</u>		
104	58	<u>40</u>		
105	<u>59</u>	<u>40</u>		
106	<u>59</u>	省略		
107	<u>60</u>	<u>41</u>		
108	<u>60</u>	<u>41</u>		
109	<u>61</u>	<u>41</u>		
110	<u>61</u>	<u>41</u>		
111	<u>61</u>	省略		
112	<u>61</u>	<u>42</u>		
113	<u>62</u>	<u>42</u>		
114	<u>62</u>	<u>42</u>		
115	<u>62</u>	<u>42</u>		
116	省略			
117	<u>63</u>	<u>43</u>		
118	<u>63</u>	<u>43</u>		
119	63	<u>43</u>		
120	63	<u>43</u>		
121	<u>64</u>	省略		

4・5 省略

6 医療職給料表(㊦)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～108	省略					
109	<u>82</u>	省略				
110～112	省略					
113	<u>83</u>	省略				

114	<u>82</u>	省略				
115・116	省略					
117	<u>83</u>	省略				
118	<u>83</u>	省略				
119	<u>83</u>	省略				
120	省略					
121	<u>84</u>	省略				
122	<u>84</u>	省略				
123	<u>84</u>	省略				
124	<u>84</u>	省略				
125	<u>85</u>	省略				
126	<u>85</u>	省略				
127	<u>85</u>	省略				
128	省略					
129	<u>86</u>	省略				
130	<u>86</u>	省略				
131・132	省略					
133	<u>87</u>	省略				
134～169	省略					

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1～73	省略		
74	<u>53</u>	省略	
75	<u>54</u>	省略	
76	<u>54</u>	省略	
77	<u>55</u>	省略	
78	<u>55</u>	省略	
79	<u>56</u>	省略	
80	<u>56</u>	省略	
81	<u>57</u>	省略	
82	<u>58</u>	省略	
83	<u>59</u>	省略	
84～101	省略		
102	<u>65</u>	省略	
103～106	省略		
107	<u>66</u>	省略	
108	<u>66</u>	省略	
109～111	省略		
112	<u>67</u>	省略	
113	<u>67</u>	省略	
114	<u>67</u>	省略	
115・116	省略		
117	<u>68</u>	省略	

114	<u>83</u>	省略				
115・116	省略					
117	<u>84</u>	省略				
118	<u>84</u>	省略				
119	<u>84</u>	省略				
120	省略					
121	<u>85</u>	省略				
122	<u>85</u>	省略				
123	<u>85</u>	省略				
124	<u>85</u>	省略				
125	<u>86</u>	省略				
126	<u>86</u>	省略				
127	<u>86</u>	省略				
128	省略					
129	<u>87</u>	省略				
130	<u>87</u>	省略				
131・132	省略					
133	<u>88</u>	省略				
134～169	省略					

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1～73	省略		
74	<u>54</u>	省略	
75	<u>55</u>	省略	
76	<u>56</u>	省略	
77	<u>57</u>	省略	
78	<u>57</u>	省略	
79	<u>58</u>	省略	
80	<u>58</u>	省略	
81	<u>59</u>	省略	
82	<u>59</u>	省略	
83	<u>60</u>	省略	
84～101	省略		
102	<u>66</u>	省略	
103～106	省略		
107	<u>67</u>	省略	
108	<u>67</u>	省略	
109～111	省略		
112	<u>68</u>	省略	
113	<u>68</u>	省略	
114	<u>68</u>	省略	
115・116	省略		
117	<u>69</u>	省略	

118	<u>68</u>	省略	
119	<u>68</u>	省略	
120	<u>68</u>	省略	
121	<u>69</u>	省略	
122	<u>69</u>	省略	
123	<u>70</u>	省略	
124	<u>70</u>	省略	
125 ~ 157	省略		

7 の 2 ~ 8 省略

118	<u>69</u>	省略	
119	<u>69</u>	省略	
120	<u>70</u>	省略	
121	<u>70</u>	省略	
122	<u>70</u>	省略	
123	<u>71</u>	省略	
124	<u>71</u>	省略	
125 ~ 157	省略		

7 の 2 ~ 8 省略

**附 則**

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1179

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 155）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	職員給与と条例1号職員					職員給与と条例2号職員	職員給与と条例3号職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	30,400
(2) 1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	27,400
(3) 2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	24,400
(4) 3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	21,300
(5) 4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	18,300
(6) 5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	15,300
(7) 6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	48,800	12,300
(8) 7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	47,000	9,300
(9) 8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	45,200	6,200
(10) 9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	43,400	3,200
(11) 10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	41,600	
(12) 11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	39,800	
(13) 12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	38,000	
(14) 13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	36,200	
(15) 14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	34,800	
(16) 15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	33,400	
(17) 16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	32,000	
(18) 17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	30,600	
(19) 18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	29,200	
(20) 19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	27,800	
(21) 20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	26,400	
(22) 21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	25,800	
(23) 22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	25,200	
(24) 23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	24,200	
(25) 24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	23,600	
(26) 25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	23,000	
(27) 26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	22,400	
(28) 27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	21,800	
(29) 28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	21,000	
(30) 29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	20,700	
(31) 30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	20,300	
(32) 31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	19,700	
(33) 32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	18,800	
(34) 33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	17,900	
(35) 34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	17,200	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与と条例1号職員」とは職員給与と条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与と条例2号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与と条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則別表の規定は、平成28年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1180

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成28年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 204）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112以上100分の180以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の138以上100分の220以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の99.5以上100分の112未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5以上100分の138未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の180</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42.5超</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5超</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の42.5未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5未満</u>）</p> <p>2 省略</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の99以上100分の160以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の125以上100分の200以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88以上100分の99</u> 未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の111以上100分の125</u> 未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の77未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u> 未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の160</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37.5超</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5超</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の37.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37.5未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5未満</u>）</p> <p>2 省略</p>

**第2条** 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤勉手当の成績率 )</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の105以上100分の170以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の131以上100分の210以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の93.5以上100分の105未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の116.5以上100分の131未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の82</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の170</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52以上</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の38.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の48.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の38.5未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の48.5未満</u>）</p> <p>2 省略</p>	<p>( 勤勉手当の成績率 )</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112以上100分の180以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の138以上100分の220以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の99.5以上100分の112未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5以上100分の138未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の180</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42.5超</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5超</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の42.5未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5未満</u>）</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1181

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠



**教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 390）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第 2（第 3 条関係）</b>			<b>別表第 2（第 3 条関係）</b>		
1 中学校・小学校教育職員給料表			1 中学校・小学校教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	78,700円	4 級	1 種	78,600円
	省略			省略	
省略			省略		
2 高等学校等教育職員給料表			2 高等学校等教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	83,000円	4 級	1 種	82,900円
	省略			省略	
省略			省略		

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の教育職員の管理職手当に関する規則別表第 2 の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1182

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**住居手当に関する規則の一部を改正する規則**

住居手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 459）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
3 省略	3 省略
<u>（平成28年改正条例附則第 4 項から第 6 項までの規定が適用される間の読替え）</u>	
4 <u>平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、第 2 条第 2 号中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第51号）附則第 4 項から第 6 項までの規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項」とする。</u>	

**附 則**

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1183

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を次のように定める。

平成28年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則**

（定義）

**第 1 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であって、平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第51号。以下「平成28年改正条例」という。）の施行の日をいう。
- (3) 職員給与条例 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）をいう。
- (4) 教育職員給与条例 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）をいう。
- (5) 改正後の職員給与条例等 平成28年改正条例第1条の規定による改正後の職員給与条例及び平成28年改正条例第3条の規定による改正後の教育職員給与条例をいう。
- (6) 改正前の職員給与条例等 平成28年改正条例第1条の規定による改正前の職員給与条例及び平成28年改正条例第3条の規定による改正前の教育職員給与条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の特例）

**第2条** 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の職員給与条例等の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の職員給与条例等の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与条例等の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 教職調整額
- (3) 地域手当
- (4) 特勤勤務手当
- (5) 特勤勤務手当に準ずる手当
- (6) へき地手当
- (7) へき地手当に準ずる手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 休日給
- (10) 夜勤手当
- (11) 定時制通信教育手当
- (12) 農林漁業普及指導手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当

**第3条** 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る職員給与条例第12条、教育職員給与条例第13条その他の条例の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。以下「職員給与条例第12条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の特例）

**第4条** 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1158）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第8項又は第9項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

**第5条** 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の職員給与条例等の規定による給料月額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の職員給与条例等の規定による給料月額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する職員給与条例第12条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料については、適用し

ない。

( 雑則 )

第6条 この規則に定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1184

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 479)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 就業促進手当に相当する退職手当等 )</p> <p><b>第10条</b> 条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当、同項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当及び同項第6号に掲げる<u>求職活動支援費</u>に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当、同法第58条第1項に規定する移転費及び同法第59条第1項に規定する<u>求職活動支援費</u>に相当する金額を同法の当該規定によりこれらの給付の支給の条件に従い、支給する。</p> <p>( 就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続 )</p> <p><b>第16条</b> 受給資格者は、条例第10条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の5)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の6)に、同省令第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の7)に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に、同項第6号に掲げる<u>求職活動支援費</u>に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る<u>求職活動支援費</u>に相当する退職手当にあつては<u>求職活動支援費(広域求職活動費)</u>に相当する退職手当支給申請書(様式第18号)に、同項第2号に該当する行為をする者に係る<u>求職活動支援費</u>に相当する退職手当にあつては<u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u>に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の2)に、同項第3号に該当する行為をする者に係る<u>求職活動支援費</u>に相当する退職手当にあつては<u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u>に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の3)にそれぞれ受給資格証又は高年齢受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証</p>	<p>( 就業促進手当に相当する退職手当等 )</p> <p><b>第10条</b> 条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当、同項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当及び同項第6号に掲げる<u>広域求職活動費</u>に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当、同法第58条第1項に規定する移転費及び同法第59条第1項に規定する<u>広域求職活動費</u>に相当する金額を同法の当該規定によりこれらの給付の支給の条件に従い、支給する。</p> <p>( 就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続 )</p> <p><b>第16条</b> 受給資格者は、条例第10条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の5)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の6)に、同省令第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の7)に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に、同項第6号に掲げる<u>広域求職活動費</u>に相当する退職手当にあつては<u>広域求職活動費</u>に相当する退職手当支給申請書(様式第18号)</p> <p>_____にそれぞれ受給資格証_____を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし</p>

又は高年齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証又は高年齢受給資格証を添付しないことができる。

2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、移転費に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証又は高年齢受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。

（受給資格者の氏名等の変更の届出）

第16条の2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合においては、氏名・住所変更届（様式第18号の4）に、当該変更の事実を証明する書類及び受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証を添付しないことができる。

2 省略

様式第13号（第13条関係） 公共職業訓練等受講届

Table with 6 columns: 公共職業訓練等に関する事項, 種類, 職業能力開発促進法, 雇用保険法, 障害者の雇用の促進等に関する法律, 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律, 雇用保険法. Includes a '省略' (omission) row at the bottom.

注 省略

様式第14号（第14条関係） 公共職業訓練等受講証明書

Table with 6 columns: 内職（労働日数、収入額）, 日, 円, 就業手当支給日数, 日. Includes a '省略' (omission) row at the top.

書の規定は、この場合について準用する。

2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、移転費に相当する退職手当支給申請書及び広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書

の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。

（受給資格者の氏名等の変更の届出）

第16条の2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合においては、氏名・住所変更届（様式第18号の2）に、当該変更の事実を証明する書類及び受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証を添付しないことができる。

2 省略

様式第13号（第13条関係） 公共職業訓練等受講届

Table with 6 columns: 公共職業訓練等に関する事項, 種類, 職業能力開発促進法, 雇用保険法, 障害者の雇用の促進等に関する法律, 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律. Includes a '省略' (omission) row at the bottom.

注 省略

様式第14号（第14条関係）

Table with 6 columns: 内職（労働日数、収入額）, 日, 円, 就業手当支給日数, 日, 早期就業支援金支給日数. Includes a '省略' (omission) row at the top.

省略

注 省略

様式第15号（第15条関係） 傷病手当に相当する退職手当支給申請書

省略		
支給申請期間	同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)
	省略	
省略		

注 1・2 省略

3 「同一の傷病により受けることができる給付」欄は、「傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間」欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するもの全ての番号を で囲むこと。

(1)・(2) 省略

(3) 船員法（昭和22年法律第100号）による傷病手当

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

4・5 省略

様式第15号の2（第15条の2、第18条関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証

省略	
退職事由	
受給期限日	年 月 日
省略	

注 省略

様式第15号の6（第16条関係） 再就職手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	省略 2 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

注 省略

様式第16号（第16条関係） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
雇入れの日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就	省略 2 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手

省略

注 省略

様式第15号（第15条関係） 傷病手当に相当する退職手当支給申請書

省略		
支給申請期間	同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	省略	
省略		

注 1・2 省略

3 「同一の傷病により受けることができる給付」欄は、「傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間」欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するもの全ての番号を で囲むこと。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

4・5 省略

様式第15号の2（第15条の2、第18条関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証

省略	
受給期限日	年 月 日
省略	

注 省略

様式第15号の6（第16条関係） 再就職手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
雇入れ（事業開始）の日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	省略 2 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を _____ 受給したことがない。

注 省略

様式第16号（第16条関係） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
雇入れの日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就	省略 2 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手

職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	当に相当する退職手当のい ずれも受給したことがな い。
省略	

注 省略

様式第18号(第16条関係) 求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書
省略
上記のとおり求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当の支給を申請します。
年 月 日
愛媛県知事 様
受給資格者氏名 印

省略

一  
処  
理  
欄

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「性別」欄は、該当事項を で囲むこと。

3 受給資格者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

4 印欄には、記入しないこと。

職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	当に相当する退職手当を 受給したことがな い。
省略	

注 省略

様式第18号(第16条関係) 広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書

広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書
省略
上記のとおり広域求職活動費に相当する退職手当の支給を申請します。
年 月 日
愛媛県知事 様
受給資格者氏名 印
上記の申請について、下記のとおり支給することを適当と認める。
年 月 日
公共職業安定所長 印

公 省略

共  
職  
業  
安  
定  
所  
記  
載  
欄

第2条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第18号の2を様式第18号の4とし、様式第18号の次に次の2様式を加える。

様式第18号の2 (第16条関係) 求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書

求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書						
申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費(入学科を含む。) 円
					資格名 ( ) 分類 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)	
上記のとおり求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 愛媛県知事 様 <div style="text-align: right;">受給資格者氏名 ㊞</div>						
※ 処 理 欄	支給決定年月日 年 月 日					
	計 算 欄				支 給 額	
					円	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「性別」欄は、該当事項を○で囲むこと。
- 3 「当該講座に関連する公的資格」欄の「分類」については、次の区分に従って該当する番号を○で囲むこと。
- (1) 輸送・機械運転関係
  - (2) 医療・社会福祉・保健衛生関係
  - (3) 専門的サービス関係
  - (4) 情報関係
  - (5) 事務関係
  - (6) 営業・販売・サービス関係
  - (7) 技術関係
  - (8) 製造関係
  - (9) その他

- 4 「受講費（入学料を含む。）」欄は、教育訓練経費の一部が教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は還付額を差し引いた額とすること。
- 5 受給資格者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。
- 6 ※印欄には、記入しないこと。
- 7 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 教育訓練実施者の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類
  - (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る領収書
  - (3) 教育訓練実施者の発行する返還金明細書



様式第18号の3 (第16条関係) 求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書

求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書									
申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号				
	住所又は居所								
保育等サービス	番号	利用理由	事業者名	利用日	利用日数	サービス名	利用期間内の求職活動実施日	利用期間内の求職活動実施日数	費用(自己負担分)
		1. 面接等のため 2. 訓練のため			日			日	円
		1. 面接等のため 2. 訓練のため							
		1. 面接等のため 2. 訓練のため							
		1. 面接等のため 2. 訓練のため							
上記のとおり求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 愛媛県知事 様 <div style="text-align: right;">受給資格者氏名 ㊞</div>									
※ 処 理 欄	支給決定年月日		年	月	日				
	番号	計 算 欄			支 給 額				
					円				
	合計								

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「性別」欄及び「利用理由」欄は、該当事項を○で囲むこと。
- 3 「利用日」欄及び「利用日数」欄は、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記入すること。ただし、

保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものでないものの利用日及び利用日数は、記入しないこと。

4 「サービス名」欄は、次の区分に従つて該当する番号を記入すること。

- (1) 認可保育所で行う保育
- (2) 認可幼稚園で行う保育
- (3) 認定こども園で行う保育
- (4) 小規模保育
- (5) 家庭的保育
- (6) 居宅訪問型保育
- (7) 事業所内保育
- (8) 一時預かり事業
- (9) 子育て短期事業
- (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (11) 延長保育事業
- (12) 病児保育事業
- (13) 放課後児童クラブ
- (14) その他の保育等サービス（認可外保育施設が行う保育等）

5 「利用期間内の求職活動実施日」欄及び「利用期間内の求職活動実施日数」欄は、「利用日」欄及び「利用日数」欄に記入した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記入すること。

6 受給資格者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

7 ※印欄には、記入しないこと。

8 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る領収書又は契約書
- (2) 事業主の証明を受けた面接証明書又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類
- (3) 保育等サービス費用について求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合は、その額を証明する書類

## 附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の愛媛県職員退職手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第13号、様式第14号、様式第15号、様式第15号の6、様式第16号及び様式第18号の規定による書類は、同条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）様式第13号、様式第14号、様式第15号、様式第15号の6、様式第16号及び様式第18号の規定による書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現に交付している旧規則様式第15号の2の規定による書類は、新規則様式第15号の2の規定による書類とみなす。